

管内設計労務単価(基準額)の運用について

表記について、令和8年3月から適用する石工、ブロック工、板金工、タイル工、建具工、建築ブロック工の運用について以下のとおり定めます。

所定労働時間内8時間当たりの単価（円）

都道府県名	石工	ブロック工	板金工	タイル工	建具工	建築 ブロック工
福井県	37,900	33,200	[30,000]	25,400	29,700	29,200
滋賀県	38,800	32,900	[30,000]	25,100	29,800	30,200
京都府	39,900	34,500	31,100	25,300	31,200	31,700
大阪府	38,700	34,500	31,100	25,300	29,000	31,500
兵庫県	40,400	32,600	[31,200]	25,300	29,000	31,100
奈良県	39,900	34,500	31,100	25,300	31,200	31,000
和歌山県	39,900	34,400	31,100	25,300	31,200	30,300

※「[]」については国土交通本省HPにて設定済み。詳細は下記URLにて確認下さい。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00337.html

※三重県・岐阜県の運用単価については、中部地方整備局HPにて確認下さい。